

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の
第一追加議定書及び万国郵便条約の説明書

外務省

目次

ページ

I	万国郵便連合憲章の第九追加議定書	一
一	概説	一
1	憲章の追加議定書の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	憲章の追加議定書締結の意義	一
3	憲章の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	憲章の追加議定書の内容	二
三	憲章の追加議定書の実施のための国内措置	二
(参 考)		三
II	万国郵便連合一般規則の第一追加議定書	四
一	概説	四
1	一般規則の追加議定書の成立経緯	四
(1)	背景	四
(2)	経緯	四
2	一般規則の追加議定書締結の意義	四
3	一般規則の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	四
4	早期国会承認が求められる理由	四

二	一般規則の追加議定書の内容	五
三	一般規則の追加議定書の実施のための国内措置	五
	(参 考)	六
III	万国郵便条約	七
一	概説	七
1	条約の成立経緯	七
(1)	背景	七
(2)	経緯	七
2	条約締結の意義	七
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	七
4	早期国会承認が求められる理由	七
二	条約の内容	八
1	条約	八
(1)	国際郵便業務に適用される共通の規則	八
(2)	業務の質に関する基準及び目標	八
(3)	料金及び割増料金並びに郵便料金の免除	八
(4)	基礎業務及び追加の業務	八
(5)	禁制並びに税関及び関税に係る事項	八
(6)	責任	八
(7)	補償金	八
(8)	任意の業務	九

(9)	最終規定	九
2	最終議定書	九
三	主要変更点	九
1	定義	九
2	郵便切手	九
3	外国における通常郵便物の差出し	九
4	万国郵便連合の様式の使用	九
5	基礎業務	九
6	追加の業務	九
7	到着料	一〇
四	条約の実施のための国内措置	一〇
(参 考)		一一

I 万国郵便連合憲章の第九追加議定書

一 概説

1 憲章の追加議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便業務の効率的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年（千八百七十四年）に設立された国際機関であり、昭和二十二年（千九百四十七年）に国際連合の専門機関となった（我が国は、明治十年（千八百七十七年）に連合に加盟した。連合の加盟国は、平成二十九年（二千一十七年）二月一日現在、百九十二箇国である。）。万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）に、それまでの万国郵便条約に定められていた事項のうち連合の組織規定に当たるものを内容とする基本的文書として作成された。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催され、憲章等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。平成二十八年（二千一十六年）九月二十日からイスタンブールで開催された第二十六回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を向上させる目的で憲章の一部改正について定める憲章の第九追加議定書（以下「憲章の追加議定書」という。）が同年十月六日に採択された。

2 憲章の追加議定書締結の意義

この憲章の追加議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものである。我が国がこの憲章の追加議定書を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 憲章の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この憲章の追加議定書を締結することにより、連合の運営への参加についてこの憲章の追加議定書に定める義務を負

う。

4 早期国会承認が求められる理由

この憲章の追加議定書は、平成三十年（二千十八年）一月一日に効力を生ずることとなっているところ、国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この憲章の追加議定書を早期に締結する必要がある。

二 憲章の追加議定書の内容

この憲章の追加議定書は、前文、本文四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 連合の文書において使用される用語の定義を追加し、又は変更した（憲章の追加議定書第二条により改正される憲章第一条の二）。

2 万国郵便条約の下位文書である施行規則の統合に伴い、「通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則」の語を「（万国郵便条約及び）その施行規則」に置き換えた（憲章の追加議定書第三条により改正される憲章第二十二条）。

三 憲章の追加議定書の実施のための国内措置

この憲章の追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成二十八年十月六日 イスタンブールにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十九年二月一日現在 未発効(平成三十年一月一日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 百二十九箇国

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エストニア、エチオピア、フィジー、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、モリタニア、メキシコ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(※)、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トogo、トンガ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(※)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

- 4 締約国 平成二十九年二月一日現在 なし

Ⅱ 万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

一 概説

1 一般規則の追加議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章が新たに作成されたことに伴い、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定めるものとして作成された。一般規則は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の一般規則を締結してきた。現行の一般規則は、平成二十四年（二千十二年）にドーハで開催された第二十五回大会議において改正され、及び採択されたものである。

(2) 経緯

平成二十八年（二千十六年）九月二十日からイスタンブールで開催された第二十六回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を改善する目的で一般規則の一部改正について定める一般規則の第一追加議定書（以下「一般規則の追加議定書」という。）が同年十月六日に採択された。

2 一般規則の追加議定書締結の意義

この一般規則の追加議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものである。我が国がこの一般規則の追加議定書を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 一般規則の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この一般規則の追加議定書を締結することにより、連合の運営への参加についてこの一般規則の追加議定書に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この一般規則の追加議定書は、平成三十年（二千十八年）一月一日に効力を生ずることとなっているところ、国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この一般規則の追加議定書を早期に締結する必要がある。

二 一般規則の追加議定書の内容

この一般規則の追加議定書は、前文、本文十五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 大会議の権限を追加した（一般規則の追加議定書第一条により改正される一般規則第百三条）。

2 管理理事会及び郵便業務理事会の代表者の資格要件を緩和した（一般規則の追加議定書第二条により改正される一般規則第百六条等）。

3 郵便業務理事会による施行規則の改正の要件を緩和した（一般規則の追加議定書第四条により改正される一般規則第百十三条等）。

4 理事会の提案による大会議の議案に対する修正案の提出の要件等を追加した（一般規則の追加議定書第九条により追加される一般規則第百三十八条の二）。

5 大会議間における万国郵便条約等の改正の議案の審査期間を短縮した（一般規則の追加議定書第十条により改正される一般規則第百四十条）。

三 一般規則の追加議定書の実施のための国内措置

この一般規則の追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成二十八年十月六日 イスタンブールにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十九年二月一日現在 未発効(平成三十年一月一日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 百二十九箇国

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エストニア、エチオピア、フィジー、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、モリタニア、メキシコ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(※)、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(※)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

- 4 締約国 平成二十九年二月一日現在 なし

Ⅲ 万国郵便条約

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまでの万国郵便条約（以下「条約」という。）に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行し、条約は、国際郵便業務に適用される規定を内容とするものとなった。条約は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の条約を締結してきた。現行の条約は、平成二十四年（二千十二年）にドーハで開催された第二十五回大会議において作成され、平成二十六年（二千十四年）一月一日に効力を生じたものである。

(2) 経緯

平成二十八年（二千十六年）九月二十日からイスタンブールで開催された第二十六回大会議において、国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、現行の条約に代わる新たな条約が同年十月六日に採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものである。我が国がこの条約を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この条約を締結することにより、この条約の規定に従い、継越しの自由（他の加盟国への郵便物の送達の義務）の原則を遵守し、かつ、連合の加盟国との間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成三十年（二千十八年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の条約は、効力を失うこととなっている。国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この条約を早

期に締結する必要がある。

二 条約の内容

この条約は、条約（前文、本文四十箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文十六箇条及び末文から成る。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約

- (1) 国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）
定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の帰属、郵便切手、違反行為、個人情報の取扱い、外国における通常郵便物の差出し等について規定している。
- (2) 業務の質に関する基準及び目標（第二部）
加盟国又はその指定された事業体が定める業務の質に関する基準及び目標について規定している。
- (3) 料金及び割増料金並びに郵便料金の免除（第三部）
各種の郵便業務に関する料金及び割増料金並びに郵便料金の免除について規定している。
- (4) 基礎業務及び追加の業務（第四部）
加盟国が確保する基礎業務及び追加の業務について規定している。
- (5) 禁制並びに税関及び関税に係る事項（第五部）
引き受けられない郵便物及び禁制並びに税関検査及び関税その他の課金について規定している。
- (6) 責任（第六部）
調査請求、指定された事業体の責任及び賠償金、差出人の責任等について規定している。
- (7) 補償金（第七部）
継越料、到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金、航空運送料等について規定している。

(8) 任意の業務（第八部）

E M S 業務及び統合された物流管理業務並びに電子郵便業務について規定している。

(9) 最終規定（第九部）

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2 最終議定書

条約の規定に対する留保を内容としている。

我が国は、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付し、また、盲人用郵便物についての郵便料金の免除について留保を付している（最終議定書第三条及び同第五条）。

三 主要変更点

1 定義

この条約において使用される用語の定義を追加した（第一条）。

2 郵便切手

郵便切手上的の国名等の表記につき、略号又は頭文字による表記を可能とした（第六条）。

3 外国における通常郵便物の差出し

外国における通常郵便物の差出しにつき、費用の請求先に係る規定を変更した（第十二条）。

4 万国郵便連合の様式の使用

連合の様式及び書類を使用できる主体を、原則として加盟国の指定された事業体に限定した（第十三条）。

5 基礎業務

小包郵便業務の提供を全加盟国に対して義務化した（第十七条等）。

6 追加の業務

加盟国が提供すべき追加の業務のうち、「通常郵便物及び小包に係る速達業務」を「通常郵便物に係る追跡業務」に変更した（第十八条）。

7 到着料

到着料に関する規定の適用のための加盟国の分類を変更し、現行の適用料率の引上げを行った（第二十八条から第三十条まで）。

四 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成二十八年十月六日 イスタンブールにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十九年二月一日現在 未発効(平成三十年一月一日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 百二十九箇国

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エストニア、エチオピア、フィジー、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、モリタニア、メキシコ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(※)、ニュージーランド、ニジェール、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(※)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(※ 我が国は、国家として承認していない。)

- 4 締約国 平成二十九年二月一日現在 なし